

第五回 參議院運輸委員會會議錄第十八号

昭和二十四年五月十四日(土曜日)午前
十時五十八分開会

本日の會議に付した事件

○船舶運當会の船員の給與基準の設定
及び船舶運當会の役職員に対する特
別手当の支給に関する法律案(内閣
送付)

○水先法案(内閣提出、衆議院送付)

○小委員長の報告

○御影、沼宮内兩駅間に鉄道敷設の請
願(第八十九号)

○羽幌、朱鞠内間及び羽幌、遠別間に
鉄道敷設促進の請願(第二百三十号)

○根北線全通促進に関する請願(第四
百五十三号)

○様似、廣尾兩駅間に鉄道敷設の請願
(第八百二十八号)

○八幡浜駅、八幡浜港間に臨港鉄道敷
設の陳情(第三百十四号)

○日田市、守実間に鉄道敷設の陳情
(第二百三十八号)

○山川、枕崎兩駅間に鉄道敷設の請願
(第二百十五号)

○山川、枕崎兩駅間に鉄道敷設の陳情
(第十八号)

○三重町、日向長井兩駅間に鉄道敷設
の請願(第三百三十六号)

○荒海、滝の原間鉄道敷設促進に関す
る請願(第五百九号)

○阿仁合、角館兩駅間に鉄道敷設の請
願(第七十号)

○三陸沿岸鉄道敷設促進に関する請願
(第七十七号)

○中土、小滝兩駅間鉄道敷設促進に関
する請願(第七十三号)

○中土、小滝兩駅間鉄道敷設促進に関
する陳情(第二百七十七号)(第三百
八号)

○直江津、六日町兩駅間鉄道敷設促進
に関する請願(第四百十一号)

○奥津、櫻井兩駅間に鉄道敷設の請願
(第八百三十二号)

○郡山、白石兩駅間鉄道敷設促進に関
する請願(第六百六十七号)(第二百九
号)

○小野田港、小野田兩駅間鉄道敷設促
進に関する請願(第三百二十九号)

○岐阜、名古屋兩市を中心とする省線
の電化に関する請願(第六百号)

○常磐線電化促進に関する請願(第六
百十五号)

○浜松、米原兩駅間鉄道敷設促進に関
する請願(第六百六十六号)

○郡山、白石兩駅間鉄道敷設促進に関
する陳情(第四百号)

○吉松、人吉兩駅間電化促進及び路線
變更に関する陳情(第二百一十一号)

○東海道線完全電化に関する陳情(第
二百三十三号)

○甲府、塩尻兩駅間及び塩尻、長野兩
駅間鉄道敷設促進に関する陳情(第
二百六十五号)

○道路運送監理事務所の地方移轉反対
に関する請願(第三百四十七号)(第
三百五十四号)(第三百七十八号)(第
三百八十一号)(第三百八十六号)(第
三百八十九号)(第三百九十四号)(第
四百一十一号)(第四百四号)(第四百三
十号)(第四百三十二号)(第四百三十三
号)(第四百四十四号)(第四百四十五

号)(第四百六十一号)(第四百六十九
号)(第四百八十七号)(第五百十号)
(第五百十九号)(第五百三十五号)
(第五百四十九号)(第五百六十号)
(第五百六十二号)(第五百六十六号)
(第五百六十八号)(第五百八十四号)
(第五百八十一号)(第六百四十一号)
(第六百四十三号)(第六百四十七号)
(第六百六十一号)(第六百六十六号)
(第六百六十七号)(第六百八十四号)
(第六百九十八号)(第七百六十六号)
(第七百九十二号)(第七百九十五号)
(第七百九十九号)(第八百九十二
号)(第九百二十九号)(第九百四十一
号)(第九百四十二号)(第九百四十三
号)(第九百四十四号)(第九百四十五
号)(第九百四十六号)(第九百四十七
号)(第九百四十八号)(第九百四十九
号)(第九百五十号)(第九百五十一
号)(第九百五十二号)(第九百五十三
号)(第九百五十四号)(第九百五十五
号)(第九百五十六号)(第九百五十七
号)(第九百五十八号)(第九百五十九
号)(第九百六十号)(第九百六十一
号)(第九百六十二号)(第九百六十三
号)(第九百六十四号)(第九百六十五
号)(第九百六十六号)(第九百六十七
号)(第九百六十八号)(第九百六十九
号)(第九百七十号)(第九百七十一
号)(第九百七十二号)(第九百七十三
号)(第九百七十四号)(第九百七十五
号)(第九百七十六号)(第九百七十七
号)(第九百七十八号)(第九百七十九
号)(第九百八十号)(第九百八十一
号)(第九百八十二号)(第九百八十三
号)(第九百八十四号)(第九百八十五
号)(第九百八十六号)(第九百八十七
号)(第九百八十八号)(第九百八十九
号)(第九百九十号)(第九百九十一
号)(第九百九十二号)(第九百九十三
号)(第九百九十四号)(第九百九十五
号)(第九百九十六号)(第九百九十七
号)(第九百九十八号)(第九百九十九
号)(第一千号)

○秋葉原駅名の呼称訂正に関する請願
(第九十六号)

○舞木駅名の呼称訂正に関する請願
(第八十一号)

○大越駅名の呼称訂正に関する請願
(第七十二号)(第三百四十八号)

○大越駅名の呼称訂正に関する請願
(第八十一号)

○湊町、東京兩駅間に直通列車運輸開
始の請願(第五百五十八号)

○秋田、上野兩駅間に直通急行列車増
発の請願(第八百十五号)

○長崎、東京兩駅間準急列車を急行列
車に切替の陳情(第二百二十四号)

○美幌、斜里兩駅間に國營バス運輸開
始の請願(第八十八号)(第四百八十
一号)

○堂島停留所に各車停車数増加の請願
(第四百十三号)

○磐城西郷信号所を駅に昇格の請願
(第二十号)

○貝田信号所を駅に昇格の請願(第二
十四号)

○長島信号場を旅客駅に昇格の請願
(第七百十四号)

○中村、新地兩駅間に駒籠駅設置の請
願(第二十二号)

○肥薩線人吉、渡戸兩駅間に西人吉駅設
置の請願(第三百九十五号)

○川東、谷田川兩駅間に停車場設置の
陳情(第三百十三号)

○富島駅拡張改築に関する陳情(第三
百号)

○出石鉄道復活に関する請願(第三百
九十八号)

○仙台鉄道局福島管理移轉に関する
請願(第五百十五号)

○廣島鉄道局廣島工機部廣島分工場存
置に関する請願(第八百五十五号)

○門司鉄道局小倉工機部本分工場存
置に関する請願(第九百二十八号)

○運輸省設置法案に関する件

○委員長(板谷順助君) 只今より委員
会を開会いたします。先ず船舶運當会
の船員の給與基準の設定及び船舶運當
会の役職員に対する特別手当の支給に
関する法律案の提出理由の説明を求め
ます。

○政府委員(加藤常太郎君) 船舶運當
会の船員の給與基準の設定及び、船舶
運當会の役職員に対する特別手当の支
給に関する法律案につきまして御説明
申し上げます。

船舶運當会の予算が國家の財政に直
結されて居りますので船舶運當会船員
の給與基準につきましては從來官廳職
員の給與水準の改訂されることに或る
格差を保ちつゝ改訂されて参りました
が本年度の政府關係機關の予算總則に
おきまして、船舶運當会の收支予算の
別冊甲号に「船舶運當会従業員の給與
の支拂については公務員の給與の格付
に則つて定められたもので支拂わなけ
ればならない」と規定されて居ります
ので船員の給與基準を政府職員の新給
與實施に関する法律に定められた例に
準じて設定されなければならなくなつ
たのであります。

なお船舶運當会の陸上職員は本年二
月三日月既に人事院によりまして國家公
務員に指定されたのであります。船舶
運當会従業員は陸上職員及び船員の間
わらず、その給與につきましては船舶運
當会の存続が臨時的なものであります
るし、且つその業務の性質に鑑みま
して一般の國家公務員と異なる特殊の
経験や技術を必要と致しますので、そ

の職務の報酬として特別の手当を支給するの要があるものであります。

即ち法律案におきましては、
一、船舶運賃船員の給與基準は、政府職員の新給與実施に關する法律に定める船員の給與の例に準じて定められなければならないこと。

二、船舶運賃船員理事は、船舶運賃の役員及び船員を含む職員に對し、主務大臣の承認を得て船員については俸給の百分の十二をこえない範囲内、又役員及び陸上職員については俸給の百分の三十をこえない範囲内において特別の手当を支給することが出来るが、この特別手当の合計額は、これらの者に支給する俸給の合計額の百分の十をこえてはならないこと。

三、右の特別の手当は、船舶運賃の予算の範囲をこえて支給してはならないこと。

等の必要な規定を設けんとするものであります。

本法律案の要旨については以上申し述べました通りであります。

何とぞ慎重御審議の上御可決あらんことを切望いたします。

○委員長(板谷順助君) 速記を止め

午前十一時三分速記中止

午前十一時四十九分速記開始

○委員長(板谷順助君) それでは速記を始めて。

○政府委員(山崎小五郎君) 小泉委員の先程の御質問に御答弁いたします。

先程申し上げましたのは、大体強制水先区域として予定しておる場所でございますが、具体的に規定するのは先程

申しましたように水先審議會に諮りまして、十分研究いたしまして、一齊にするか、或いはできた港からどういふ順序でやつて行くかというふうなことは、水先審議會に諮つて決めて行きたいと思ひます。

○小泉秀吉君 十三條の終いの方ですけれども、省令で定める海技免狀の裏書によつて「云々」といふことでございませうけれども、これも丹羽さんから随分詳しい質問があつたのですが、併しどうもまだびんと來ないのですが、この裏書というものの性質でありますか、これは政府の狙うところは、この裏書をすればその裏書を持つてゐる船長や、航海士が乗つておりさえすれば水先人を乗せなくても、般長又は航海士のその所有免狀の範囲において、その責任において、その地域を航行するのに差支えないといふことであつて、水先強制区域であつてもそういう人間を乗せて置けば、水先人以外の権限を持つてそこを自由に交通ができるのだという裏書を出さうといふのだと私は思ふのです。けれども、そうじやないのです。けれども、一應伺ひます。

○政府委員(山崎小五郎君) これはまあ實質的に考えますと、こういう海技免狀に裏書いたしますと、こういうことは、當然その船長又は航海士が水先人と同じ技能、それと變りない技能を持つておるといふ趣旨から、こゝういふ裏書をするのでありますから、この考え方につきましては、その場合に船長は船長の資格と水先人の資格と二つの資格を持つてゐるといふ考え方が一つございませうが、私の考えではこの場合にはそういう實質的な資格、技能を船長が持つておれば、強制水先区域に

おいても、船長は水先人を採らなくてもよろしいという証明でありますから、その場合にはその裏書を持つてゐる船長とか、航海士が、この水先法の適用を受けるというふうな解釈はしていいのであります。

○小泉秀吉君 そうすると私が伺つておりますように、結局違つた言葉で言へば、こゝういふ裏書を持つてゐる船長又は航海士の乗つてゐる船は、強制水先区域において強制水先を施行しないといふのと同じ意味だと私は思ふのであります。けれども、そう了解できないでしようか。

○政府委員(山崎小五郎君) 實質的にそうでございます。

○小泉秀吉君 それから更にこの十六條、十七條、十八條その他にありますが、例へば十六條で言つと、その船舶に水先人は赴かなければならない。十七條では船長が、水先人に水先をさせなければならぬ。或いは十八條では、水先人は、誠実に水先をしなければならぬ。それは誠に結構なことだと思ふのだけれども、こゝういふことの監督はどういふふうにしてするか、或いはそういうことが履行されなかつたといふような場合は、それを罰則はなさそうなんだが、どういふふうにしてただ道徳的にこの法律を守らうといふことになるのでありませうか。その点の立案の趣旨を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(山崎小五郎君) 只今小泉委員から御指摘になりましたように、こゝういふ規定を法律が予期しておられます通りに水先人が実行しないといふことになりますと、結局この法律で規定をしておりますところの二十三條或いは

二十四條、或いは二十五條によりまして、結局水先人が怠慢であつたとか、技能が拙劣であつたとか、非行があつたとか、法律規定に違反したといふことになりま。それから又二十四條の適用も受けることになりま。ひいては又二十五條の規定の適用を受けまして、行政処分的には水先の免狀の停止、或いは禁止、或いは二十五條違反その他につきましては刑罰を受けることにもなつておられます。そういうふうになりまして、これを實際に監督するといふことは、こゝういふ場合がありましたときには、船長から一々海上保安廳の方に報告をすることにまつております。結局その報告に基きまして、水先審議會に諮りまして処罰をするといふことになつておられます。

○小泉秀吉君 そうしますと、結局今の御説明だと、二十八條の大体においては当該船長が遲滞なくその旨を海上保安廳の事務所に報告しなければならぬといふことに、大体附するやうなことに私は理解されるんだが、政府もそういう意味でこれはこの法律案を製作になつたのでしやうか、如何でしょうか。

○政府委員(山崎小五郎君) 御質問の通りでございます。大体そういう方向に考へております。

○小泉秀吉君 それから十七條の二項でございませうが、船舶の安全な運航を期するための船長の責任を解除し又はその権限を侵すものと解釈してはならない。と、こゝういふのであります。水先人を乗せなければならぬし、その水先人が誠実に水先をしなければならぬが、その船長がその水先人はよくいつもりて乗せて見たが、どうも自分

の意に満たないやうな場合に、その水先人と船長との船の扱い方に対してのまあ見解の相違いといふか、意見の相違といふやうなふうな、咄嗟の仕事でございませうけれども、こゝういふ場合に船長は水先人が來たらそれで責任は解除されないし、又はその権限を侵されないんだといふことである。と、水先人をどういふふうに使ふかといふその使用方は、どこにかこの法文の中に規定してあるんでしやうか。

○政府委員(山崎小五郎君) 結局まあ船長と水先人との關係でございませうが、ただこの法律で規定しておりますことは、先ず船長が水先人でない者が水先人にしてはならないとか、或いは水先人は水先信号を認めたら直ちに應招しなければならぬ、又船長は水先人が應招して來た場合に、余り感情的な好き嫌いでお前は困るとかいうことではなくて、正当な理由でなければ水先をさせなければならぬ、水先人は又應招しましたときは誠実に水先をしなければならぬ。又船長は水先人の乗下船のために安全措置をしなければならぬ。或いは船長は水先区域外に水先人を連れて行つてはならない。それからあと水先修業生のこと書いてございませうが、大体船長と水先人といふわけの關係、責任といふことは、非常にこれは學說的にはむづかしい問題のやうでございまして、まだ世界的にもこの關係がはつきりせず、非常に學說が分れておるやうであります。まあこの學說が確立できれば博士になると思われるくらいに、この問題はまだ意見が一致してないやうでございませうが、現在いろ／＼言われておりますのは、船長と水先人の關係は、一つは雇用

契約説というもので、これは殆んど船長は水先人を手足のごとく使うので、殆んど船長に全部責任があるという考え方をしておるのであります。一つはそれの又最も反対な立場をとるのは請負契約、これは船長は水先人にやらした場合には全部その水先人が全責任を持つてしまふのだというのが反対の極端な説でありまして、その中間をとるのが準委任説とか、無名契約とかいうものがございまして、大体私共の作つております水先法におきましては、準委任契約的な性格を持つておるといふ解釈方をしておるのであります。従いまして船長はやはり水先人を取りました場合にも、船全体の指揮の最高指揮官の責任を全然解除されない、結局水先人が船長の判断から考えまして、非常に危険であるというときには当然船長としては船の航行上の責任を持つております。その他船の船員の配置、その他いろいろ船の最高指揮的な責任は常に船長にあるというふうに解釈しております。

○小泉秀吉君 今の政府委員の御説明によると、現在のような強制水先でない任意水先の場合においては、誠に結構だと思ふのでありますけれども、この法律によると、規定された水域は強制水先であつて、水先人を乗せなければ船は出入ができませんというところを、國家權力で水先人を保護しておるといふようなことに私は解釈し得ると思ふのであります。そういう場合にあつて、尚且つこの水先人の権限を越えて船長が自由裁量で水先人を使うことが出来る。又船長自身が船の航行に對して全責任を負わなければならぬのであります。その水先人の乗つておる

限りにおいて持たなければならぬという点に對しては、ちよつと承服し兼ねますが、ここから先は議論になりますからちよつと留保して置きます。

それから第二十二條について、第二項の水先区ごとに水先料を省令で決めるということでありまして、これは何か基準をどういふふうにするかといふようなことに對して、政府の方に御腹案があるのだと思ひますが、それを一應承つて置きたいと思ひます。

○政府委員(山崎小五郎君) 猪口説明員にその点は御説明されて頂きたいと思ひます。

○説明員(猪口猛夫君) 御質問にお答えいたします。只今の御質問の点につきましては、確たる基準に對しましてはまだ成案を持つておりません。その問題につきましても、水先審議會に事を諮つて決定して頂きたいと思ひておりますが、法に示されております通り、船舶の総トン数及び吃水の基準につきましては、從來慣習的に行われておるものを、成るべく踏襲して行きたいと思ひております。現在行われております水先料金の総トン数及び吃水に對する基準は、総トン数一千トン、吃水は三メートル、これが水先料金の算定の基準になつておりました。総トン数それ以上千トンとを増す度に、或いは吃水が一メートル増す度に増加率が決定されております。今後もしやう方針で成案を得まして、水先審議會の御審議によりまして決定して頂きたいと思ひております。

○小泉秀吉君 私は今のその基準という意味は、これは議論でもないことですがちよつとちよつとに思ひます。水先業務を遂行するのに十分のう

な施設を持たねばならぬし、水先人自身も生活を維持して行かなければならぬし、そういうようなことを大體その入つて来る船の数なんかと睨み合せて、そういう基準をやはり一應決めて、水先人の行く水先料というものの基礎としようとするのが、大凡そ政府の方で省令で決める前に、原案としてもお出しになるように承つておりました。今のお話だと水先審議會第一主義で、何でも水先審議會で決めて貰うのだというふうなことは、政府の意向だとは考えられないのでありますけれども、もう一遍政府委員の御説明を願ひます。

○説明員(猪口猛夫君) 水先料金につきましては、現在二十三年度の実績から見ますと、一人平均年額四十一万四千円という収入に相當する水先料率が決定されておりますが、その後の経済情勢に伴ひまして、尚且つ今度行われます強制水先制度とも勘案いたしましたように、且つ水先人又は水先人組合におきます收支のバランスを完全に維持するよう改正したつもりで、現在作業中でございますが、まだ確たる成案は得ておりませんが、先程申しましたような線に沿ひまして、とにかく水先業務が円滑に遂行されるように、水先料が安いために水先人も得られないとか、或いは水先人相互間におきます、何といひますか、非行があるとかいふようなことのないように改正して行きたいと思ひます。成案を得次第、水先審議會にお諮りして行きたいと思ひてあります。

○小泉秀吉君 もう一二点お伺ひいたします。二十九條の「組合は、規約を定め、一云々とありますが、この組合というものは、組合を作らなければならぬ」ということになつておりますのでしようか。組合を作らなければならぬ、その地区々々で水先人が一人或いは三四人あつても、自分自身がやつてもいいのだという御趣旨であるのか、それを一つ伺ひたいのであります。それからもう一つは、三十四條の「水先審議會の委員は、水先人、船舶所有者その他水先の業務に關係を有する者、關係行政廳の官吏及び學識経験がある者のうちから、運輸大臣が命じ、又は委嘱する」といふところでありま

すが、ここで船舶所有者の方にはつきりしておりますが、船員團體というふうなものには水先業務に關係を有する者という中に入る御意思であるのか、それは除外される御意思であるのか、一應お伺ひして置きたいと思ひます。

○政府委員(山崎小五郎君) 今の二十九條で定めております組合は、民法の上の組合でございまして、この法律の建前からは、政府がこれを強制するとか、何とかいふことは、一應できない建前になつておりますが、實際的には、組合が、沢山の水先人ができて、或いは組合等が濫立をいたしましたか、その港におきます水先業務を円滑に遂行がでさぬという状況になると思ひますので、できるだけ實際的な指導方針で、單一組合で行くようにしたいと思ひますが、法律上は強制的に一つにするとかいふようなことはできないのでございまして。又實際上さういふふうになりますと、水先人自体におきましても、生活等の關係から不安になりますので、先程申しました線で

纏まるのではないかと思つております。第二の点の審議會の方の構成メンバーは、水先業務が非常に關係する方面が大きいのでございまして、水先人代表者、それから船主の代表者、それから海員の代表者、それから海上保険業者、その他官吏といひまして、水先業務に關係する官廳の官吏、學識経験者等を以て構成されることになつております。

○丹羽五郎君 先程小泉委員からお尋ねがあつたこの十七條の二項の点ですが、現在日本における水先人と船長との職務範圍の權限といふことについては、非常ないろいろ大きな問題になつておるのですが、これによつて実は共同海損といふ問題が、延いて非常に重大な動きになつて来るのですが、政府はもう一度船長と水先人との職務の權限範圍といふことを、もう一度一つ御説明を承つて置きたいと思ひます。

○政府委員(山崎小五郎君) 先程御説明いたしました水先法とりました場合におきましても、船長の責任は、船の運航上の責任はございまして、水先人が過失がありまして、事故を起した場合には、水先人にも勿論過失がございしますが、同時に船長といひましたりまして、その辺は具体的に船長に責任が歸する場合と、水先人の責任に歸する場合とあるわけでありまして。ただこの共同海損でございしますが、水先人が過失がありまして、船が破損をいたしましたときでも、いわゆる商法で規定したとおりです。免責委付の權利はあつたといふのが日本の通説のように解釈されております。この点はこの法

律の上で、水先法の方で、そういうところまでこれは別に規定はしてありませんで、これは結局立法機關その他裁判所の方で決まることと思いますが、そういうふうなのが通説と我々は承わつております。

○丹羽五郎君 もう一点だけ……私は昨日始んど自分の言いたいことは言い盡してしまつたが、ただ一つ極く小さい点ですけれども、昨日に敷衍して申上げて置きたいのは、第三十九條の罰則の中ですが、どうもこの第三十九條の第四号に該当するものは、組合であるときは、その組合の代表者ということに私はならないと、組合全部を罰するということになつて来る虞れがあるのだ。第四十條にやはり同様該当するもの下に、第三号に該当するものが組合であるときはその組合の代表者ということをや、その対象を明らかに私としては置くことが必要じゃないかと思つておられます。これは延いて今の問題になつておられます二十五條の關係に及ぼして来るのですが、この点だけは少し直して置かんと変じやなからうかという意見を持つておられます。政府の御意見は……。

○政府委員(山崎小五郎君) 今御指摘になりましたように、三十九條、四十條の組合を処罰いたしますときは、組合は法人でございませんで、当然その代表者が罰金なり処罰を受けるというふうに我々も法理解釈上、解釈しておるのでございしますが、この点もそれをほつきり法律の上で書いて置く方が間違いないという議論は、実質的には別に何にも……私共としましては当然なことと思つております。

○委員長(板谷順助君) 如何でしよう

か。外に御質疑はありませんか……。それでは質疑は終了いたしましたものとみなします。ちよつと速記を止めて。

【速記中止】

○委員長(板谷順助君) 速記を始め

○飯田精太郎君 請願及び陳情小委員会における審査の結果を御報告申し上げます。

請願八十九号、御影、近富内兩駅間に鐵道敷設の請願、請願二百三十号、羽幌、朱鞠内間及び羽幌、遠別間に鐵道敷設促進の請願、請願四百五十三号、根北線全通促進に関する請願、請願八百二十八号、様似、唐尾兩駅間に鐵道敷設の請願、陳情三百十四号、八幡浜駅、八幡浜港間に臨港鐵道敷設の陳情、陳情二百三十八号、日田市、守実間に鐵道敷設の陳情、請願二百五十五号、陳情十八号、山川、枕崎兩駅間に鐵道敷設の請願並びに陳情、請願百三十六号、三重町、日向長井兩駅間に鐵道敷設の請願、請願五百九号、荒海、瀧の原間鐵道敷設促進に関する請願、請願七十号、阿仁合、角館兩駅間に鐵道敷設の請願、請願七百十五号、三陸沿岸鐵道敷設促進に関する請願、請願七百三十号、陳情二百七十七号、三百八十八号、中土、小瀧兩駅間鐵道敷設促進に関する請願並びに陳情、請願四百一十一号、直江津、六日町兩駅間鐵道敷設促進に関する請願、請願八百三十二号、奥津、櫻井兩駅間に鐵道敷設の請願、以上十七件の鐵道敷設の請願並びに陳情の要旨は、いずれも速かに鐵道を敷設して、資源の開発を行ひ、併せて民生の安定を図つて欲しいというのであります。小委員会におきましては、以上の請願及び陳情の多くが、敷設法予

定線の該當線或いは建設線であり、又その中の建設線の多くは路盤工事に着手したが戦争のため中止となり、今日に及んでいる箇所が多いのでありますので、資源の開発、民生の安定及び交通網の完成を促進させるために、それぞれの願意を妥協と認めました。

次に、請願百六十七号、二百九号、郡山、白石兩駅間鐵道敷設促進に関する請願、請願三百二十九号、小野田港、小野田兩駅間鐵道敷設促進に関する請願、請願六百号、岐阜、名古屋兩市を中心とする省線の電化に関する請願、請願六百十五号、常盤線電化促進に関する請願、請願六百十六号、浜松、米原兩駅間鐵道敷設促進に関する請願、陳情百四号、郡山、白石兩駅間鐵道敷設促進に関する陳情、陳情百二十一号、吉松、人吉兩駅間電化促進及び路線變更に関する陳情、陳情二百三十三号、東海道線完全電化に関する陳情、陳情二百六十五号、甲府塩尻兩駅間及び塩尻、長野兩駅間鐵道敷設促進に関する陳情、以上十件は電化促進に関する請願及び陳情であります。小委員会におきましては十分審議しました結果、石炭の消費節約、輸送力の増強等の点より考慮しまして、それらの願意を妥協と認めました。

請願三百四十七号、三百五十四号、三百七十八号、三百七十九号、三百八十一号、三百八十六号、三百八十九号、三百九十三号、三百九十四号、四百一十一号、四百四号、四百三十三号、四百三十四号、四百四十五号、四百六十一号、四百六十九号、四百八十七号、五百十号、五百十九号、五百三十五号、五百四十九号、五百六十号、五百六十二号、五百

六十六号、五百六十八号、五百八十四号、六百三十一号、六百四十一号、六百四十三号、六百四十七号、六百六十一号、六百六十六号、六百六十七号、六百八十四号、六百九十八号、七百六十七号、七百七十一号、七百七十九号、七百七十九号、七百八十一号、七百八十三号、七百八十三号、八百六十三号、八百七十七号、八百九十二号、九百二十五号、九百二十九号、九百四十一号、九百四十二号及び九百四十三号、道路運送監理事務所の地方移譲反対に関する陳情、陳情百九十一号、二百七十二号及び三百四十八号、道路運送監理事務所の地方移譲反対に関する陳情、以上請願五十七件、陳情三件は、道路運送監理事務所の地方移譲反対に関する件であります。その要旨は、道路運送監理事務所を移譲することは適切でないから存置すべきであるというのであります。これにつきまして政府委員より、道路運送監理事務所設置の事由及びその機能並びに地方應へ移譲することの利害得失につき説明がありました。審議の結果、陸運行政は輸送の實體を把握し、一元的に強力にこれを運営して行く必要があり、地方應にこの業務を移譲することは適当でないとの結論に達し、願意を妥協と認めました。

はら」と呼称するのが正しいから訂正して欲しいというのであります。審査に当りまして政府の意向を求めましたところ、実証があれば訂正しても業務上支障を生じないということでありましたし、又地名、人名等はその地、その國の呼び方に従うのが当然であるという見地から、願意を妥協と認めました。

請願九十三号、会津若松、山都兩駅間の鐵道敷設變更反対に関する請願、本請願につきましては、政府当局にも變更の意思のないことが判明しましたので、採択することに意見が一致しました。

請願百五十八号、湊町、東京兩駅間に直通列車運輸開始の請願、請願八百十五号、秋田、上野兩駅間に直通急行列車増設の請願、陳情二百二十四号、長崎、東京兩駅間準急列車を急行列車に切替の陳情、以上三件につきましては、政府当局におきましてもダイア改正の際に十分考慮する旨の説明があり、小委員会におきましては、サービス改善の点から願意を妥協と認めました。

請願八十八号、請願四百八十一号、美幌、斜里兩駅間に國營バス運輸開始の請願、請願の要旨は、現に美幌、斜里兩駅間には國營トラックが運轉されているから、これと並行して國營バスを運行して、欲しいというのであります。この沿線は農産物、林産物の産出も多く、又開拓地としての今後の発展も予想されますので、願意を妥協と認めました。

請願四十三号、堂島停留所に客車停車増加の請願、請願の要旨は、会津若松駅と塩川駅間の距離が遠く、又多

季は積雪のためバスも一時運休になる
ので、一往復の客車の停車を増して欲
しいというのであり、願意を妥当と認
めました。

請願二十号、磐城西郷信号所を駅に
昇格の請願、請願二十四号、貝田信号
所を駅に昇格の請願、請願七百十四号、
長島信号所を旅客駅に昇格の請願、以
上三件は信号所の駅昇格に関する請願
でありまして、審査の結果、その願意
はいずれも妥当と認めました。

請願二十二号、中村、新地両駅間に
駒嶺駅設置の請願、請願三百九十五
号、肥薩線入吉、渡向駅間に西入吉駅
を設置の請願、陳情二百十三号、川東、
谷田川両駅間に停車場設置の陳情、以
上三件はいずれも駅設置の請願であり
ます。政府当局の説明によりますと、
駅の新設は相当困難の模様であります
が、現地の状況を勘案いたし、小委員会
におきましては願意を妥当と認めまし
た。陳情三百号、富山駅拡張改築に関
する陳情、陳情の要旨は、現在の建物は戦
災後の應急的建物で、極めて狭く且つ
現在の駅勢に副わないので、拡張改築
して欲しいというのであります。小委
員会では、富山駅の現状を考慮いたし
まして、願意を妥当と認めました。請
願三百九十八号、出石鉄道復活に関す
る請願、請願の要旨は、昭和十九年、
地元民の強い反対にも拘わらず、出石
鉄道は撤去され、未だに代金の支拂も
資材の返還もなく今日に及んでおるの
で、地元の産業開発と交通の便を図る
ため、速かに本鉄道を復活敷設して欲
しいというのであります。これに対し
まして、政府も十分援助をする旨の意
思表示があり、又地元においても復活
したいという強い要望もありますし、

小委員会においては、政府の協力を促
進する意味で、その願意は妥当なもの
であると認めました。請願百十五号、
仙台鉄道局福島管理移轉に関する請
願、請願の要旨は、福島管理移轉を郡山
に移轉して欲しいというのでありま
す。本件に関しては政府当局より、十
分研究させて欲しいという希望があり
ましたので、研究させる意味におい
て、小委員会においては採択すること
といたしました。請願八百五号、廣島
鉄道局廣島工機部廣分工場存置に関す
る請願、請願九百二十八号、門司鉄道
局小倉工機部熊本分工場存置に関する
請願、以上二件はいずれも修繕能力の
維持及び所在地の産業の重要基盤を保
持する点から存置して欲しいという趣
旨であります。小委員会におきまして
は、その願意を妥当と認めました。

以上請願九十三件、陳情十五件は、
審議の結果、願意を妥当と認め、全会
一致速かにこれを内閣に送付を要する
ものと議決いたしました。右御報告申
上げます。

○委員長(板谷順助君) 只今請願に関
する小委員長の報告通り採択すること
に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(板谷順助君) それではその
ように決定いたします。
時間が遅くて甚だ御迷惑であります
けれども、今日はこの委員会はこの程
度にして置きたいと思いますが、内閣
委員会の方から、運輸省の設置法案に
対する修正の要綱を早く廻して貰いた
いということですが、只今お手
許に配付してありますその件につきま
してお諮りいたします。……では本日
はこれにて散会いたします。

午後零時四十一分散会
出席者は左の通り。

委員長 板谷 順助君

理事 小泉 秀吉君
小野 哲君
丹羽 五郎君

委員 大隅 憲二君
入交 太藏君
前之園喜一郎君
飯田精太郎君
村上 義一君
結城 安次君

政府委員

運輸政務次官 加藤常太郎君
運輸事務官(海上保安廳保安局長) 山崎小五郎君

法制局側

参事(第三部 第一課長) 堀合 道三君
説明員 運輸技官(海上保安廳保安局長) 猪口 猛夫君

五月十三日本委員会に左の事件を付託
された。

一、水先法案(予備審査のための付
記は四月二十七日)

五月十三日予備審査のため、本委員会
に左の事件を付託された。

一、船舶運営会の船員の給與基準の
設定及び船舶運営会の役職員に対
する特別手当の支給に関する法律
案

船舶運営会の船員の給與基準の
設定及び船舶運営会の役職員に

対する特別手当の支給に関する
法律案

船舶運営会の船員の給與基準
の設定及び船舶運営会の役職
員に対する特別手当の支給に
関する法律

第一條 船舶運営会に雇用される船
員の給與基準は、政府職員の新給
與実施に関する法律(昭和二十三
年法律第四十六号)に定める船員
の給與の例に準じて定められな
ければならない。

第二條 船舶運営会理事長は、船舶
運営会の役員及び職員(船員を含
む。以下同じ。)従業員に対し、
主務大臣の承認を得て、船員につ
いては俸給の百分の十二をこえな
い範囲内において、役員又は陸上
職員については俸給の百分の三十
をこえない範囲内において特別手
当を支給することができる。但
し、役員及び職員に支給する特別
手当の合計額は、これらの者に支
給する俸給の合計額の百分の十を
こえてはならない。

第三條 前條の規定による特別手当
は、船舶運営会の予算の範囲をこ
えて支給してはならない。

附則

この法律は、公布の日から施行
し、昭和二十四年四月一日から適
用する。

昭和二十四年六月八日印刷

昭和二十四年六月九日発行

參議院事務局

印刷者 印刷局